

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番九地先から同市新宿町三丁目二番九地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一二五・九〇メートル</p>